

処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第23条(盗品売買等防止団体に係る承認)、第26条第3項（盗品 売買等防止団体に対する報告徴収等） 古物営業法第4条第1号から第7号まで（許可の基準）
処 分 基 準： 古物営業法施行規則第29条に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、以下のよう に帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等 することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、盗品売買等防 止団体に係る承認の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって規則第29条第1項各号に該当す る場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているよ うなとき。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：